

由利本荘市

第4期障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画



令和6年3月

由利本荘市

障害の「害」の字の表記について

本市では障害の「害」という字のマイナスの印象を考慮し、障害のある人の人権をより尊重するという観点から、ひらがな表記を実施しております。

本書においても、法令、例規、要綱等の名称及び条文の引用による記載やそれらに規定される制度、事業等の名称、団体や施設などの固有名詞を除き、「障がい」「障がい者」「障がいのある人」などと表記しておりますので、ご了承お願いいたします。

目 次

<u>第1章 計画の策定にあたって</u>	1
1. 策定の趣旨	1
2. 基本理念・目標	2
3. 根拠法令	2
4. 他の計画との関係	3
5. 計画の推進体制	4
6. 計画期間および見直しの時期	4
<u>第2章 障がい児・者の状況</u>	5
1. 人口構造と障がい者の動向	5
2. 身体障がい者の状況	6
3. 知的障がい者の状況	8
4. 精神障がい者の状況	9
5. 難病患者の状況	10
6. 障害者医療の状況	10
7. 障害支援区分の認定状況	11
<u>第3章 基本的理念と基本的な考え方</u>	12
基本的理念	12
障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	16
相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	17
障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	18
<u>第4章 障がい福祉計画</u>	20
1. 障害者総合支援法のサービス提供体系	20
2. 第7期計画の数値目標および活動指標	22
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	22
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	23
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	23
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	25
(5) 相談支援体制の充実・強化等	27
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	28
3. 障害福祉サービスおよび相談支援の必要サービス見込量	29
(1) 訪問系サービス	29
(2) 日中活動系サービス	31

(3) 居住系サービス -----	35
(4) 相談支援 -----	36
4. 地域生活支援事業の展開 -----	37
<u>第5章 障がい児福祉計画</u> -----	46
1. 障がい児福祉計画について -----	46
2. 第3期計画の数値目標等 -----	46
(1) 障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進する体制の構築【新規】 -----	46
(2) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実 -----	46
(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保 -----	47
(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置 -----	48
3. 障害児相談支援および障害児通所支援の必要サービス見込量 ----	48
<u>第6章 計画推進の体制</u> -----	52
計画推進状況の管理 -----	52
P D C Aサイクル導入の目的 -----	52
<u>参考資料</u>	
由利本荘市障がい者支援協議会委員名簿 -----	53



第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

障がいのある人を取り巻く社会的な環境や意識は、障がい福祉施策の変遷とともに徐々に変化してきています。法制度の動向では、平成 23 年 8 月に障害者基本法の改正、平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法、平成 25 年 4 月に障害者総合支援法、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されました。

平成 28 年 6 月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図ることが規定されました。

また、平成 29 年 6 月には児童福祉法も一部改正され、障がい児支援のニーズの多様化に対応するための体制の充実を図ることが盛り込まれ、いずれも平成 30 年 4 月から施行されました。

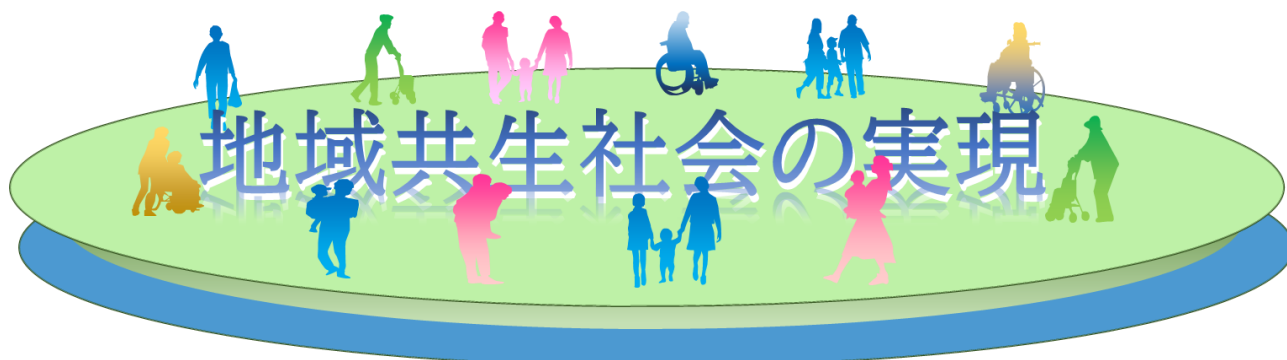
本市では、市町村合併により平成 17 年 3 月に由利本荘市として誕生後、「由利本荘市総合発展計画」ならびに由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」に沿ってまちづくりを進めるとともに、障がい児・者の環境変化を視野に入れながら、平成 30 年 3 月に「第 3 期由利本荘市障がい者計画（平成 30 年度～令和 5 年度）」、「第 5 期由利本荘市障がい福祉計画（平成 30 年度～令和 2 年度）」、「第 1 期由利本荘市障がい児福祉計画（平成 30 年度～令和 2 年度）」、「第 2 期由利本荘市障がい児福祉計画（令和 3 年度～5 年度）」を策定し、計画的な障がい者施策の推進に努めてまいりました。

令和 5 年度で現行の障がい福祉計画、障がい児福祉計画の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況等を確認し、国の指針の変更や計画等を踏まえ、「第 7 期由利本荘市障がい福祉計画（令和 6 年度～8 年度）」、「第 3 期由利本荘市障がい児福祉計画（令和 6 年度～8 年度）」を策定することとします。



2. 基本理念・目標

基本理念：リハビリテーション・ノーマライゼーション



誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活をし、また一人ひとりの尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有しています。

この計画は、幼年期から高齢期までのライフステージすべての段階において、障がいのある人が生活のあらゆる場面で持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく生きる権利の回復を目指す「リハビリテーション」の理念と、障がいのある人もない人も社会の中で互いに尊重し合い、共に生きる社会が通常社会であるという「ノーマライゼーション」の理念を基本とし、これを踏まえて障害者基本法の目指す社会像「共生する社会の実現」を目標に定め、地域住民や各関係機関等と連携しながら、包括的かつ継続的な支援体制のもと、各施策を推進していきます。

3. 根拠法令

『由利本荘市障がい者計画』は、「障害者基本法」第11条第3項の「障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」として策定するものです。

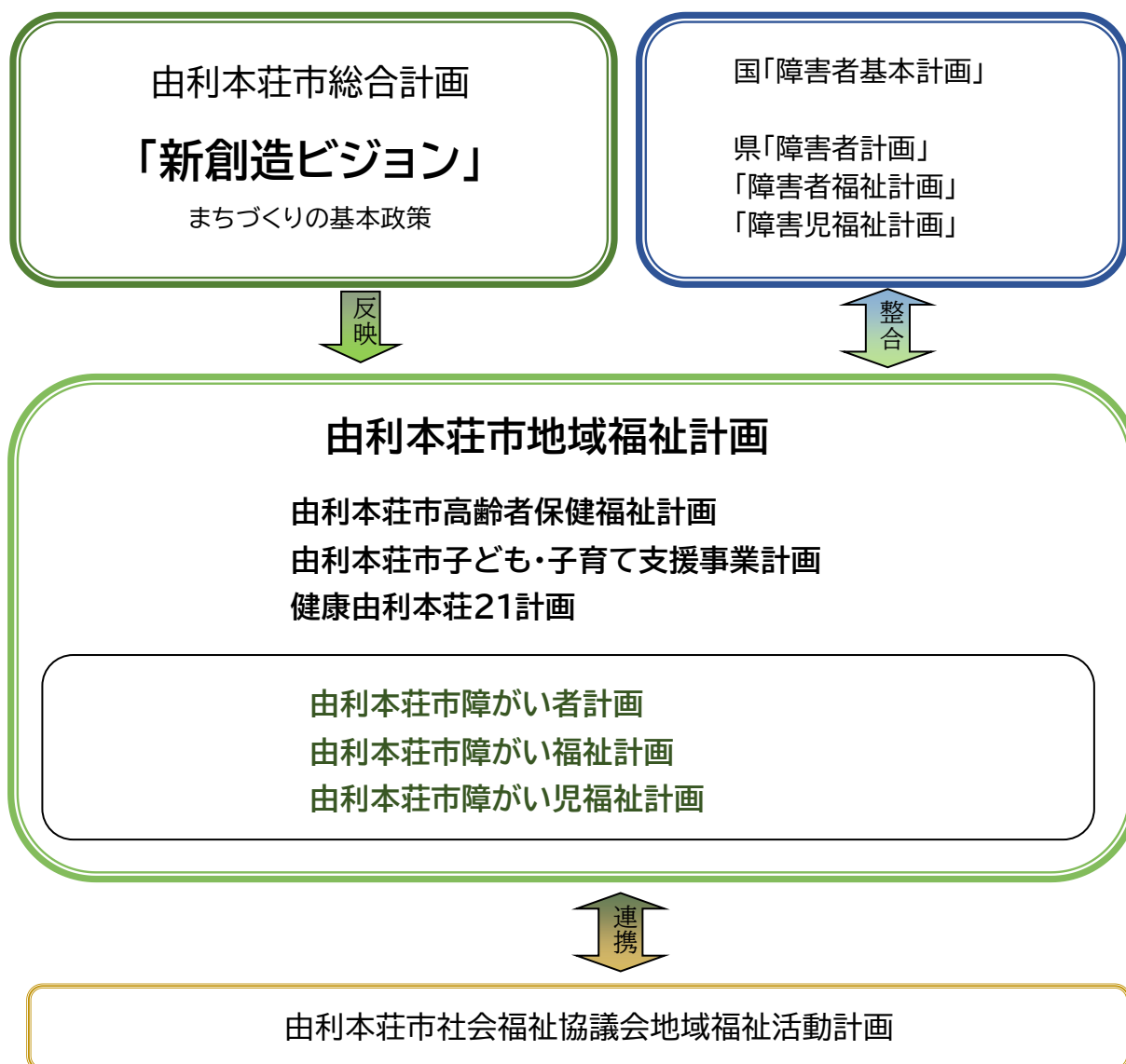
一方、『由利本荘市障がい福祉計画』は障害者総合支援法第88条の1第1項「市町村は基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めるものとする」という規定に基づいて策定しているものです。

また、『由利本荘市障がい児福祉計画』は、児童福祉法第33条の20第1項「市町村は基本指針に即して、障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援および障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）を定めるものとする」という規定に基づきます。

「障がい者計画」は障がい者施策全般を定める計画であり、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」は障害福祉サービス、障害児通所支援等の見込量や目標値等を掲げる実施計画であることから、「障がい者計画」の一部として位置付けています。

4. 他の計画との関係

この計画は、「由利本荘市総合計画」を最上位計画とし、「由利本荘市地域福祉計画」のもとにある「由利本荘市高齢者保健福祉計画」、「由利本荘市子ども・子育て支援事業計画」、「健康由利本荘21計画」といった各個別計画との調和を図り、「由利本荘市社会福祉協議会地域福祉活動計画」とも連携しながら、国の「障害者基本計画」や秋田県の「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」との整合性を確保して策定します。



5. 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、障がいのある人をはじめ、市民一人ひとりの参画と協力が必要です。

そのため、市では、様々な機会を通して、本計画に対する理解が得られるよう働きかけるとともに、集いの場等を活用して市民からの意見や提言を頂き、目標達成に向け、県や福祉機関、関係団体と連携を図りながら計画を推進していきます。

なお、本計画に掲げた施策が着実に実施できるよう、この計画の今後の進行管理はPDCAサイクルの手法を取り入れて進捗状況の点検および評価を行い、障がい者支援協議会や地域の関係者等との意見交換を経ながら適切に行っていきます。

6. 計画期間および見直しの時期

障がい者計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年です。

そのうち、令和6年度から令和9年度までの3か年を第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画のそれぞれの計画期間とします。

なお、新たな法整備の動きがあった場合は、国の動向を踏まえながら、適宜見直しを行います。

(計画期間)

計画期間	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障がい者計画	第3期計画期間			第4期計画期間		
障がい福祉計画	第6期計画期間			第7期計画期間		
障がい児福祉計画	第2期計画期間			第3期計画期間		



第2章 障がい児・者の状況

1. 人口構造と障がい者の動向

【人口構造】

令和2年の国勢調査によると、本市の総人口は74,707人、世帯数は28,362世帯となり、昭和55年から令和2年にかけての推移は、人口が21,041人の減少、世帯数は3,905世帯の増加がみられ、人口が減少傾向にあるのに対し、世帯数は増加傾向にあり、核家族化や高齢者人口が増加していることから高齢者世帯や高齢者単身世帯の増加が考えられます。

〔人口および世帯数の推移：各年度末〕

区分		S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
人口世帯	総数(人)	95,748	96,589	95,489	94,410	92,843	89,555	85,229	79,927	74,707
	指数(%)	100	100.9	99.7	98.6	97	93.5	89	83.5	78.0
	総数(世帯)	24,457	24,860	24,994	26,260	27,805	28,564	28,573	28,349	28,362
	指数(%)	100	101.6	102.2	107.4	113.7	116.8	116.8	115.9	116.0

注 表中の指数は昭和55(1980)年を100とした指数。

(資料：国勢調査)

【障がい者の動向】

本市の障がい者数の令和4年度末の総数は、6,634人で、うち身体障がい者が3,450人、知的障がい者が759人、精神障がい者が2,425人となっています。身体障がい者は減少傾向にあり、知的障がい者は横ばい、精神障がい者は変動しながらも増加傾向にあります。

〔障がい者数の推移：各年度末〕

区分		H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
身体障がい者 (手帳所持者数)	総数(人)	4,120	4,000	3,896	3,802	3,735	3,450
	指数(%)	100	97.1	94.6	92.3	90.7	83.7
知的障がい者 (手帳所持者数)	総数(世帯)	709	717	761	762	762	759
	指数(%)	100	101.1	106.1	107.5	107.5	107.1
精神障がい者 (手帳所持者数)	総数(世帯)	2,103	2,165	2,108	2,119	2,499	2,425
	指数(%)	100	102.9	97.4	100.8	118.8	115.3
総計	総数(世帯)	6,932	6,882	6,765	6,683	6,996	6,634

注 表中の指数は平成29(2017)年を100とした指数

(資料：福祉支援課)

2. 身体障がい者の状況

【年齢等級別の状況】

年齢別の状況については「70歳以上」の高齢者が72.1%（前回69.8%）と最も多く、次いで「18～59歳」の11.8%（前回「18～59歳」の11.6%）となっています。

障がい別では「70歳以上」の高齢者で「肢体不自由」の方が1,365人と、全体の39.5%（前回40.0%）を占めており、全体的に身体障害を抱える方の高齢化が顕著になっています。

〔年齢別の身体障がい者数（令和4（2022）年度末）〕

（単位：人）

区分	総数	0～17歳	18～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
視覚障害	187	1	30	11	21	124
聴覚障害	248	3	33	11	11	190
平衡機能障害	1					1
音声・言語・そしゃく機能障害	38		5	5	4	24
肢体不自由	1,951	22	246	109	209	1,365
心臓機能障害	599	3	33	13	36	514
じん臓機能障害	179		44	18	34	83
呼吸器機能障害	83		5	2	5	71
ぼうこう・直腸機能障害	159	1	10	16	15	117
小腸機能障害	3	1	1		1	
免疫機能障害	2		2			
肝臓機能障害	0					
総数	3,450	31	409	185	336	2,489
構成比(%)	100	1	12	5	10	72

（資料：福祉支援課）

【等級別の状況】

等級別については、「1級」が26.2%と最も多く、次いで「3級」が22.8%、「4級」19.5%、「2級」17.1%の順になっており、重度である1級と2級を合わせると1,259人で、全体の36.6%を占めています。

障がい別では、「肢体不自由」の3級が528人で全体の15.3%と最も多くなっています。

〔等級別の身体障がい者数（令和4(2022)年度末）〕

（単位：人）

区分	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	187	46	64	14	12	33	18
聴覚障害	248	7	47	32	58	2	102
平衡機能障害	1			1			
音声・言語・そしゃく機能障害	38	1	3	16	18		
肢体不自由	1,951	323	414	452	466	179	117
心臓機能障害	599	361	8	191	39		
じん臓機能障害	179	159		15	5		
呼吸器機能障害	83	6	3	57	17		
ぼうこう・直腸機能障害	159			6	153		
小腸機能障害	3	1			2		
免疫機能障害	2			2			
肝臓機能障害	0						
総数	3,450	904	539	786	770	214	237
構成比(%)	100	26.2	15.6	22.8	22.3	6.2	6.9

※障がい部位が複数に渡っている方については複数で集計しているため手帳総数と差異があります。

（資料：福祉支援課）

【障がいの原因別の状況】

障がいの原因については、「骨関節・リウマチ性疾患」が 21.4%と最も多くなっています。

全体では、疾病によるものが 3,049 件で 92.4%を占めています。

〔原因別の身体障がい者数（令和 4(2022)年度末）〕

（単位：人）

区分	総数	疾 病											事 故					
		脊 椎 性 ま ひ	脳 性 ま ひ	進 行 性 筋 萎 縮 症	リ ウ マ チ 性 疾 患	骨 関 節 疾 患	脳 血 管 疾 患	目 の 疾 患	耳 の 疾 患	呼 吸 器 系 疾 患	胸 郭 形 成 疾 患	心 臓 疾 患	じん 臓 疾 患	ほ う こ う 小 腸 疾 患	直 腸 疾 患	そ の 他	業 務 上 災 害	交 通 事 故
18歳未満	31	8	1			1	3	1	3				2	11				1
18歳以上	3,419	104	14	728	491	164	247	82	588	169	167	411	70	48	136			
総数	3,450	112	15	728	491	165	250	83	591	169	169	422	70	48	137			
構成比(%)	100	3.2	0.4	21.1	14.2	4.8	7.2	2.4	17.1	4.9	4.9	12.2	2.0	1.4	4.0			

※障がい部位が複数に渡っている方については複数で集計しているため手帳総数と差異があります。

（資料：福祉支援課）

3. 知的障がい者の状況

知的障がい者については、総数で 759 人となっており、「軽度」が 264 人で最も多く、次いで「重度」が 215 人、「中度」が 157 人、「最重度・重症心身」が 123 人となっています。総数のうち 18 歳未満の障がい児は 101 人（13.3%）となっています。

また、総数のうち施設入所者（GH 等除く）は 150 人（19.8%）で前回 153 人から横ばいとなっています。

〔程度別、年齢別の知的障がい者数（令和 4(2022)年度末）〕

（単位：人）

区 分	総 数	軽 度	中 度	重 度	最 重 度	重症心身	施設入所者	
						(再掲)	(再掲)	
18歳未満	男	71	49	10	4	8	0	2
	女	30	16	8	4	2	0	0
	小計	101	65	18	8	10	0	2
18歳以上	男	380	123	85	101	71	10	80
	女	278	76	54	106	42	12	68
	小計	658	199	139	207	113	22	148
総 数	759	264	157	215	123	22	150	
構成比(%)	100	34.8	20.7	28.3	16.2	2.9	19.8	

（資料：福祉支援課）

4. 精神障がい者の状況

精神障がい者の状況は、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて大きく増加しました。総数および自立支援医療受給者数は、令和 3 年度に一旦増加しましたが令和 4 年度に入り減少となりました。医療保護入院患者数は、令和 2 年度からは増加傾向にあります。

平成 26 年度と令和 4 年度を比較すると、総数および自立支援医療受給者数はともに 9.4%の増、医療保護入院患者数は 26.5%の増となっており家族等の同意による入院が増加しています。

〔精神障がい者の入院・在宅の状況（各年度末）〕

（単位：人）

区 分	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R02年度 (2020)	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)
精神障がい者数(総数)	2,217	2,219	2,071	2,103	2,164	2,108	2,119	2,499	2,425
入 院	措置入院患者数	0	0	0	0	0	0	0	2
	医療保護入院患者数	150	159	131	163	165	148	176	204
在 宅	自立支援医療受給者数	1,105	1,115	1,027	1,059	1,166	1,091	1,177	1,189
	その他 (任意入院含)	962	945	913	881	833	869	766	1,236

（資料：由利地域振興局福祉環境部）

【精神障害者保健福祉手帳の状況】

平成 26 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 325 人でしたが、年々増加し、令和 4 年度では、69.2%増の 550 人となっています。

等級別に見ると、令和 4 年度は 2 級所持者が 349 人（63.5%）と最も多くなっています。

〔精神障がい者の入院・在宅の状況（各年度末）〕

（単位：人）

区 分	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R02年度 (2020)	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)
1級	107	112	108	110	107	105	96	120	114
2級	184	190	213	220	253	257	310	341	349
3級	34	38	53	61	60	66	76	94	87
総数	325	340	374	391	420	428	482	555	550
増加率	100	104.6	115.1	120.3	129.2	131.7	148.3	170.8	169.2

（資料：由利地域振興局福祉環境部）

5. 難病患者の状況

平成 27 (2015) 年に難病法が施行され、特定疾病は指定難病となりました。その後も見直しにより対象疾病が拡大され、令和 3 年 11 月現在で 338 疾病が指定されています。

それに伴い、医療費助成制度の受給者数も増加し、平成 27 年度の 698 人に対し、令和 4 年度は 821 人と 17.6% (前回 9.3%) 増となっています。

小児慢性特定疾病も指定難病と同様に拡大され、令和 3 年 11 月現在で 788 疾病が指定されていますが、医療費助成制度の受給者数は、平成 29 年をピークに一旦減少傾向となりましたがそれ以後は増減を繰り返しながらも増加傾向となっています。

〔医療費助成制度受給者数 (各年度末)〕

(単位：人)

区分	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R02年度 (2020)	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)
特定疾病、指定難病	675	698	693	887	829	763	829	763	821
小児慢性特定疾病	96	71	67	96	95	85	95	85	101
総計	771	769	760	983	924	848	924	848	922

注：H27(2015).1月から特定疾病は「指定難病」に変更

(資料：由利地域振興局福祉環境部、秋田県健康推進課)

6. 障害者医療の状況

障害者医療の受給者数は、人工透析治療等更生医療の「重度かつ継続」に該当する治療以外は、基本的に短期間の受給が想定されているところであるため、年によって変動がありますが、ここ 3 年ほどは、更生医療が 50 人弱、育成医療が 10 人程度で推移しており、更生医療の利用者が増加しています。

〔医療費助成制度受給者数 (各年度末)〕

(単位：人)

区分	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R02年度 (2020)	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)
更生医療	26	25	33	38	40	37	34	47	49
育成医療	17	16	8	9	10	9	9	6	7

(資料：福祉支援課)

7. 障害支援区分の認定状況

平成18年度にスタートした障害福祉サービスには、日常的に必要な支援を受けられる介護給付と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける訓練等給付があります。

このうち介護給付では、利用希望者の支援の必要度に応じてサービスが利用できるよう障害程度区分の認定制度が導入され、平成26年度からは、法の改正とともにその名称も障害支援区分へと変更されました。

高齢化の進行とともに障がいの重度化が見込まれ、障害支援区分も年々高い状況になっていくことが予想されます。実際、区分5～6の割合が増加傾向にあり、障がい者の高齢化との関係が見られます。令和4年では区分5が22.3%、区分6が26.9%となっています。

〔障害支援区分認定者の状況（各年度末）〕

（単位：件）

区分	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R02年度 (2020)	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)
非該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分1	24	5	12	5	6	8	4	6	6
区分2	44	44	59	54	45	43	45	57	72
区分3	97	94	80	65	69	72	63	85	89
区分4	140	116	118	119	119	107	108	113	127
区分5	67	101	106	111	104	110	118	120	129
区分6	115	126	134	130	133	127	144	151	156
総計	487	486	509	484	476	467	482	532	579

※平成25(2013)年度までは障害程度区分。

（資料：福祉支援課）



第3章 基本的理念と基本的な考え方

障がい福祉計画は、平成 18 年度から平成 20 年度までの第 1 期計画、を始めとして 3 年度ごとに見直しを行い、障がい福祉制度の円滑な実施を確保するための実施計画として数値目標を設定しました。

令和 6 年度から令和 8 年度を対象期間とした第 7 期障がい福祉計画では、第 6 期計画の基本的理念や基本的な考え方を継承しつつ、国が示した基本指針をふまえ、施設で生活する障がい者の地域生活への移行や、地域生活を営む障がい者の生活の質の向上を図るための各種サービスの見込み量等を定めます。

また、第 3 期障がい児福祉計画は、第 1 期計画、第 2 期計画に引き続き、子どもが将来、地域において自立した生活が送れるよう、切れ目のない支援を充実させるため、障がい福祉計画と同様に、令和 6 年度から令和 8 年度までの計画を定めます。

【基本的理念】

自立と共生社会を実現し、障がい児と障がい者が
将来にわたって地域で安心して暮らせる社会の実現

【基本的理念のための方策】

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、地域に必要な障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の整備を計画的に進める。

2. 身近な地域におけるサービス提供と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者並びに難病患者等（※）であって 18 歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図り市内地域間で出来る限り大きな格差が出ないように、新規事業者へ市の整備状況の情報提供を図り障害福祉サービスの適正な配置を図る。また、発達障がい者および高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても同様に周知を図り、障害福祉サービスの活用が進むように促していく。

3. 入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、一般就労へ

障がい者等の自立支援の観点から、入所施設等（福祉施設への入所または病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進める。

特に、入所施設等から地域生活への移行については、地域生活を希望する障がい者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を組合せ、相談支援専門員を通じた細やかなモニタリングを通して、地域生活の継続を支援する。

また、実際の地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、緊急時の受入対応体制については地域生活支援拠点を中心に、障がい者基幹相談支援センター及び相談支援事業所が連携し、その人その人にあった地域資源を組合せ継続して生活が行えるように支援する。

就労移行支援、就労継続支援など障害福祉サービスから一般就労への移行については、障がい者基幹相談支援センター、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどの専門機関や生活困窮者自立支援制度などの生活を支える制度の活用をとおして更なる自立のためのコーディネートを行ない、移行後の定着のケアを障害福祉サービスの一時利用やハローワークとの連携により行う。

4. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのあるなしに関わらず、地域で安心して自分らしく生活することができるよう、地域の精神科医療、障害福祉サービス、介護福祉サービスなどの社会資源の活用、就労を含む社会参加の促進、地域で障がいを抱える方の支え合いの構築、精神障がいに対する広報や研修などとおした啓発活動を包括的に多職種連携で支援ができるシステムの構築を目指す。

その構築には、障がい者基幹相談支援センターを障がい支援の中心に据え、地域包括支援センターや総合相談担当、保健所、就労系サービス事業所、地域活動支援センター、地域の精神科病院などと現在行われている連携を強化し対応を継続することが必要である。

5. 障がい児への支援体制の計画的な構築

- ・ 発達支援センターの機能強化と地域の体制整備について
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進について

- ・ 医療的ケア児等に対する支援体制の整備

医療的ケアを必要とする子どもに対する支援体制の整備に向け、まずは本市における医療的ケア児等の実態調査を行い、健康づくり課、こども未来課、学校教育課、

福祉支援課、障がい者基幹相談支援センター、ゆり支援学校、県専門機関などと保育所等入園時、就学時と子どもの成長段階に応じた支援体制について検討を行う。

その上で、市内外の活用できる社会資源と照らし合わせながら、支援体制については段階を踏んで、医療的ケアを開始し、支援レベルを上げるられるよう着実な体制整備を進める。

・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

聴覚障害児については、乳幼児健診等での養育者への適切な支援の有用性などの情報提供を行う。

また、こども未来課、学校教育課と連携し、実際の支援を行う段階では、適切な教育機会の提供と家族支援、その後の支援が途切れる事がないように家族とも十分な意思疎通を行なった上で継続的な支援を確実に行う。

また、聴覚障害児補聴器助成事業の活用など早期に利用できる制度周知も図っていく。

6. 発達障害者等に対する支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等を実施していく。

7. 障がい者等に対する虐待の防止

第一に障がい者等に対する虐待を未然に防ぐために、障がい者支援協議会の各部会での障がい者虐待に関する研修の実施、福祉支援課による広報啓発活動、事業所監査による事業所の虐待防止の取組の確認を徹底する。

また、虐待事案が発生した際には、障がい者虐待防止センターが中心となり、サービス利用者、相談支援専門員、サービス提供事業者及び従業員のネットワークにより、虐待事案の迅速な把握に努める。併せて、福祉支援課と障がい者基幹相談支援センターが被虐待者の保護及びその後の支援を迅速に行い、障がい者の安全を第一に組織的な対応を行う。一方、虐待を行なった者又は事業所への法に沿った対処については、訪問、特別監査の実施を行ない適正に対応し、再発防止に努める。

地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、一人暮らしや、グループホームへの地域移行のための入居等の体験の機会および場の提供、短期入所の利便性の確保・緊急時の受入体制確保などのハードの面的整備と、そのハードを確実に利用できるための地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談を利用者から受け、支援をする専門的な人材の確保・養成・連携体制構築というソフトの面的整備の両面を併せた地域の拠点づくりが求められている。

市では、由利本荘地域生活支援センターを地域生活支援拠点と位置づけ、障がい者基幹相談支援センターを中心として、障がい者支援協議会と連携しながら拠点機能の強化を図り、相談支援を中心として、学校卒業後や自立等の生活環境が変化する節目や「親なき後」を見据え、中長期的視点に立った継続支援を行う。

さらに、精神障がい者の地域移行および地域生活に対応できるよう、障がい者支

援協議会および連絡会を活用した多機関協働による地域包括ケアシステムの充実を図り、地域共生社会の実現に向けた取組を推進する。

・障がい福祉人材の確保・定着

障がい福祉に関わる人材の養成については由利本荘市障がい者支援協議会の施設・事業者部会、相談支援部会などで開催される各種研修や県や他の機関で開催される専門研究などを通し、人材の資質向上に努め、より良い支援へと繋げる。

人材の確保や定着に関しては、事業所の経営に係る部分もあるが、介護給付費の処遇改善等の各種加算について周知や支援制度の情報提供などを通し、安定的な人員確保の後方支援を行う。

また、相談支援専門員及びサービス管理責任者等、施設運営に欠かせない有資格者の育成について、将来的な人員確保の観点も含め、事業所と連絡を密にし、研修の確実な受講に繋げる。

また、情報通信技術（ICT）を活用した事務軽減を進められるよう、国などの補助金等の活用により、人材の事務負担軽減による定着の向上を図る。そのために、国からの情報を共有し、財源確保のための助言を行う。

8. 障がい児の健やかな育成のための発達支援の一層の充実

由利本荘市で委託をしている日中一時支援放課後事業や、平成30年度より市内に設置された民間の放課後等デイサービス提供事業所を皮切りに、現在、5か所に加え、令和6年度よりさらに1か所増え6か所（予定）となり、放課後の支援については増加している。

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図り、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や地域住民相互の理解による共生を推進する。

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する障がい児に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

9. 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。

そのため、次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討を行う。

(1) 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機

能、多機関協働の中核機能および継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援

(2) (1)の支援と一体的に行う就労支援や居住支援など、多様な社会参加に向けた支援

(3) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能、および住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

10. 障がい福祉人材の確保

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくため、提供体制の確保と併せ、専門性を高めるための研修の実施や、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が生きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行い、担い手となる人材の確保に努める。

11. 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮および社会参加の促進を図るほか、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

また、障がい者のサービス以外の余暇活動や生涯学習の活動を支援することにより、障がい者が進んで参加できる場の提供を行い、社会参加への取組を進める。

【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方】

1. 訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護および重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障する。

2. 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所および地域活動支援センターで提供されるサービス）を保障する。

3. 共同生活援助（グループホーム）等の充実および地域生活支援拠点等機能の充実
地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）等の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

また、地域生活支援拠点の機能の充実を図って個々の機関が有機的に連携し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現する。

4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業や就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、その定着を図る。

5. 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る。

6. 依存症対策の推進

アルコール、薬物およびギャンブル等をはじめとする依存症について、関係職員向けの研修の実施および幅広い普及啓発、相談機関や医療機関の周知と整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援を通じ、関係機関が連携して依存症である者およびその家族に対して支援を行う。

【相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方】

1. 相談支援体制の構築

障がい者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むため、障害福祉サービスの提供体制の確保とサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を進めてきたところであるが、体制の整備に加えてサービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者および地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を把握し、特定相談支援事業所の充実のため、引き続き必要な施策を行う。

また、地域において相談支援の中核的な役割を担う障がい者基幹相談支援センターのさらなる機能強化を進めるため、主任相談支援専門員を計画的に確保して、その有効活用を図りながら、国が進める包括的支援体制（重層的支援体制）整備の障がい分野の重要な相談支援機関として、総合相談担当と連携する。

さらに、地域における相談支援体制について由利本荘市障がい者支援協議会相談支援部会にて年度末に検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言および人材育成等各種機能の一層の強化・充実に向けた評価後の活動への反映を行う。

2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設等、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所または精神科病院に入院している障がい者等に対する計画的な地域移行支援に係るサービスの提供体制を確保するとともに、地域生活への移行後の定着のほか、現に地域で生活している障がい者等を含めて地域生活の継続を支援するため、自立生活援助や地域定着支援等のサービスの提供体制の充実を図る。

3. 発達障がい者等に対する支援

発達障がいの家族に対する支援体制を確保するとともに、発達障がいの診断等が可能な医療機関についての情報提供を行い、障がいの状態や状況を速やかに把握し、家族を含めた早期支援につなげる相談支援体制を整備する。

4. 協議会の設置等

障がい者支援協議会を設置して、関係機関等が緊密に連携しながら地域の支援体制に関する課題の改善に取り組むとともに、市の障がい福祉計画等の策定および変更にあたり、意見を聴取する。

また、協議会の下に部会を設置して定期的を開催し、地域の障がい者等の実態把握、障がい者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築およびその運営状況に対する評価や支援体制の改善、制度についての情報共有、新たな社会資源創出のための実務者による協議、ピアサポート機能などを引き続き行い協議会への意見集約を行ない、協議会が市への提言を行う。

【障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方】

1. 地域支援体制の構築

障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じ、障害児通所支援等のサービスを身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制のさらなる整備を進めるほか、支援の質の向上と支援内容の適正化を図る。

また、重層的かつ将来にわたる継続的な地域支援体制構築のため、障がいの重度化・重複化した問題に対応する専門的機能を有し、地域における中核的な支援施設としての役割を担う児童発達支援センターの設置を目指し、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制強化を図るため、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策や、母子保健施策、小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図り、障がい児の早期発見および早期支援、健全な育成を推進する。

また、教育委員会、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等が相互に連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の強化を図る。

3. 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用して、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校および特別支援学校等の育ちの場での支援に連携協力できるような体制を構築し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る。

4. 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

（1）重症心身障がい児および医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域において障害児通所支援等および短期入所のサービスを利用できるよう、健康づくり課、こども未来課、学校教育課、福祉支援課、障がい者基幹相談支援センター、ゆり支援学校、県専門機関などと構成される担当者会議において、対象児の人数やその家庭の状況、多様な家族のニーズ、支援体制の現状把握に努めるとともに、地域課題の整理や地域資源の掘り起こしを行いながら、現実的な体制の構築について令和6年度に方向性を出し、次年度以降の実際の支援開始に繋げられるよう具体的な議論を進める。

また、障がい者支援協議会を活用して関係者が連携を図り、支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、関係各分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を目指すほか、短期入所の役割や在り方について検討し、短期入所がニーズの多様化に対応しながら計画的に運営されることを目指す。

さらに、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築を推進するため、各分野の支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる相談支援専門員等によるコーディネーターの養成および確保を推進する。

（2）強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実と強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る。

（3）虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備

虐待を受けた障がい児に対しては、障がい児入所施設における小規模なグループによる支援や心理的ケアにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援が提供されるよう努める。

5. 障害児相談支援の提供体制の確保

障がいの疑いの段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行い、関係機関の連携の中心を担う障害児相談支援を提供するため、質の確保およびその向上を図り、支援の提供体制を構築する。



第4章 障がい福祉計画

1. 障害者総合支援法のサービス提供体系

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法は、障がい児者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい者に対する支援を総合的に行うことを定めており、そのサービス内容は個別給付を行う「自立支援給付」と、地域の特性等に応じて実施する「地域生活支援事業」で構成されています。

自立支援給付では、「介護給付」と「訓練等給付」、「自立支援医療」、「補装具費給付」を、地域生活支援事業では「相談支援」「意思疎通支援」「移動支援」「地域活動支援センター」などのサービスを提供しています。

平成 24 年 4 月からは、相談支援が個別給付化され、自立支援給付に「計画相談支援」「地域相談支援」「障害児相談支援」が新設されるなど相談支援体制の充実強化を図るための施策が展開されています。

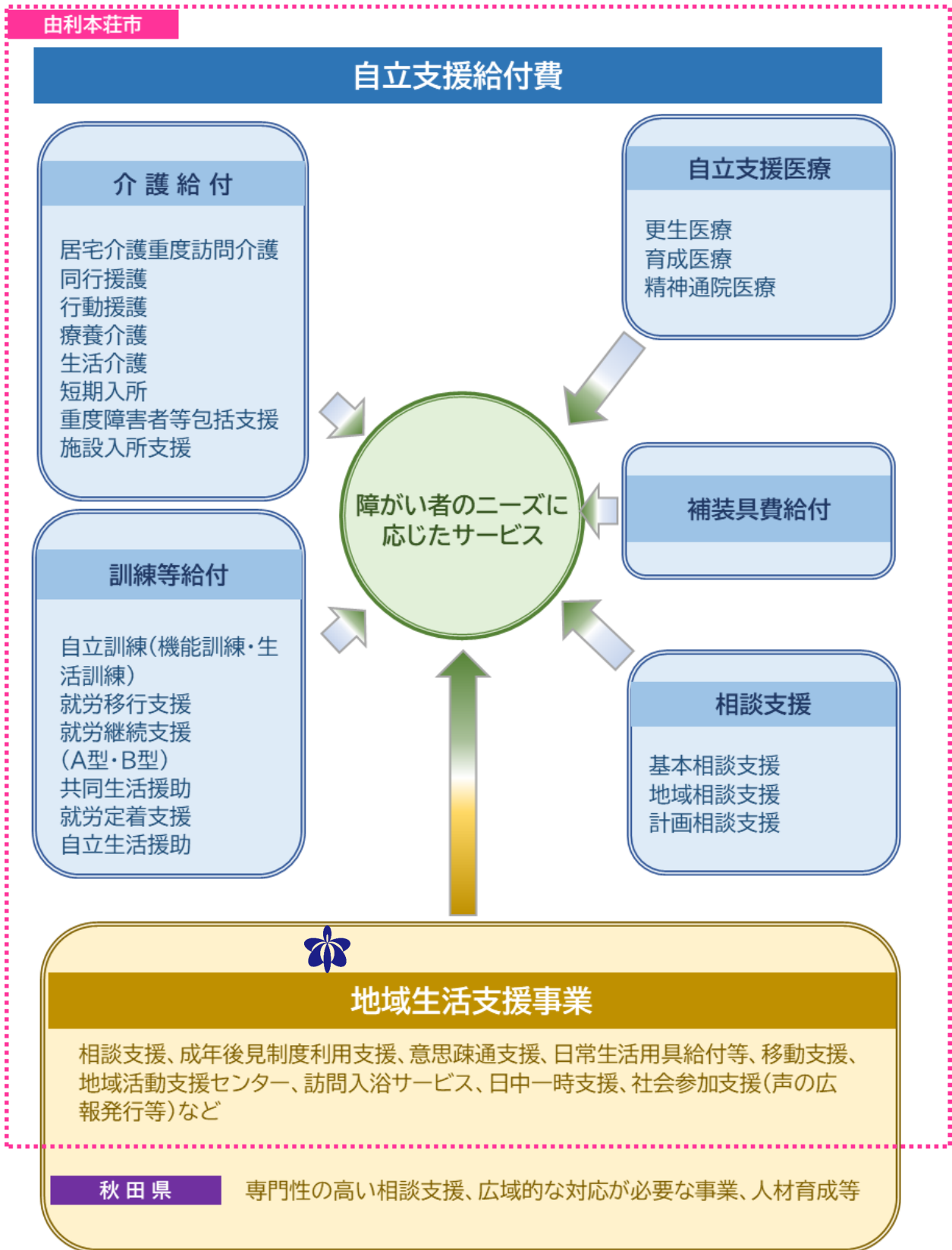
平成 26 年度にはグループホーム・ケアホームの一元化が行われ、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、また障がい者が地域生活の基盤となる住居をより確保しやすい体制の充実が図られています。同年、障がいの程度（重さ）ではなく必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして、障害程度区分が障害支援区分に見直され、重度訪問介護の対象が重度の知的障がい者・精神障がい者にも拡大されました。

平成 30 年 4 月からは改正障害者総合支援法施行され、生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した障がい者の職場定着を促進するための「就労定着支援」、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等に対し、定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を行う「自立生活援助」が障害福祉サービスに新設され、地域移行、地域定着に向けた支援の拡充が図られています。

また、医療的ケア児者に対する基本報酬の設定や改定が行われています。

令和 3 年 11 月には障害者総合支援法の対象となる難病等が統合などの見直し¹がされ、338 疾病となっています。





2. 第7期計画の数値目標および活動指標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

障がい者の地域移行を進めるため、福祉施設(注1)入所者のうち、令和8年度末までに障害福祉サービス等を利用して、グループホームや在宅生活等へ移行する人の数値目標を設定します。

■国の基本指針（令和8(2026)年度末時点）

令和4(2022)年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
 <施設入所者数の削減>
 令和4(2022)年度末の施設入所者数より5%以上削減

■本市の目標値の設定について

第6期計画では、令和元年度末の施設入所者数に対し、地域生活への移行者数を1%（国の目標値6%）、施設入所者の削減を10%（国の目標値1.6%）と設定しました。施設入所及び地域生活移行者数は国の目標値に満たない実績となっています。これは施設入所者の高齢化による障害支援区分の上昇などにより利用者の地域移行が難しくなっていることが考えられたためです。

第7期計画では、本市の実態に合わせた目標値を設定することとし、施設入所者数の削減は8%、地域生活への移行者数は、第6期計画と同様の1名（0.6%）を目標として、関係各機関と連携しながら地域移行の推進に努めます。

■目標値

項目		数	値	備考
令和元年(2019)年度末の施設入所者数	(A)	【基準値】	180人	
第6期計画終了時の施設入所者数	(B)	【目標値】	162人	R4年度末の施設入所者数
		【実績】	167人	
第6期計画削減見込数	(A-B)	【目標値】	18人 (10%)	差引減少見込み数
		【実績】	13人 (7%)	
第6期計画地域生活移行者数		【目標値】	2人 (1%)	施設入所からグループホーム等への移行者数
		【実績】	1人 (0.6%)	
令和4(2022)年度末の施設入所者数	(A)	【基準値】	167人	
第7期計画終了時の施設入所者数	(C)		157人	R8年度末の施設入所者数
第7期計画削減見込数	(A-C)	【目標値】	13人 (8%)	差引減少見込み数
第7期計画地域生活移行者数		【目標値】	1人 (0.6%)	R4年度末の施設入所者数の1%以上

注1 福祉施設：障害者支援施設。ただし、法改正により、障害者支援施設等の指定を受ける知的障児施設等を除く（18歳以上の継続入所者関連）

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本指針（令和 8(2026)年度末時点）※目標設定は県が行う。

<退院後1年以内の地域における平均生活日数> 325.3日以上 <1年以上の長期入院患者数> 1,472人 <入院後の早期退院率> 入院後3か月時点 68.9%以上、入院後6か月時点 84.5%以上、入院後1年時点 91.0%以上
--

■本市の活動指標の設定について

本市では、地域包括ケアシステムの構築に向けた保健、医療および福祉関係者による協議の場として障がい者支援協議会を活用し、課題の検討や情報共有を図ってきました。引き続き、障がい者支援協議会の機能の充実を図り、連携してより具体的な地域課題の抽出や解決に向けた協議を進めます。

また、精神病床の長期入院患者の地域移行や、早期退院の促進を図るため、地域の精神科病院と連携しながら、移行の受け皿となるグループホームや、地域移行支援および地域定着支援、現在市内に事業所のない自立生活援助を提供する事業所の参入を促進し、支援体制の整備を図っていきます。

■活動指標

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
保健・医療・福祉関係者 による協議の場	開催回数	2回	2回	3回
	参加者数	18人	18人	18人
	目標設定回数	1回	1回	1回
	評価実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援利用者数		1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援利用者数		1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助利用者数		16人	17人	18人
精神障がい者の自立生活援助利用者数		1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)利用者数【新設】		1人	1人	1人

(3) 地域生活支援の充実

■国の基本指針（令和 8(2026)年度末時点）

・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・【新規】強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること
--

■本市における地域生活支援拠点等の整備状況と目標値の設定について

本市では、平成 28 年 4 月に民間事業者が開設した由利本荘地域生活支援センターを地域生活支援の中心拠点と位置づけ、同センターを中心に、地域内の複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」によって整備をしています。

また、地域支援拠点内の障がい者基幹相談支援センターと福祉支援課を中心に市内相談支援事業所と定例会を行なっており、緊急時の対応体制が構築されていることから、更なる連携強化を GSV（グループスーパービジョン）や緊急時の対応が予見されるケースについて事前にケース検討を行うことにより実際の対応時の支援力の強化をします。また、重層的支援体制整備事業担当との連携を図り、障がい分野以外の困難を抱えるケースについても引き続き協働して対応を行っていきます。

また、障がい者の高齢化および障がいの重度化や、「親亡き後」に備えるため、地域生活支援拠点が有すべき機能として相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの 5 つが求められています。支援拠点である由利本荘地域生活支援センターは、放課後等デイサービスや児童発達支援の障害児通所支援、生活介護、グループホーム、就労継続支援 B 型の障害福祉サービスのほか、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援を提供する事業所であるとともに、障がい者基幹相談支援センター、障害者就業・生活支援センターが委託され、障がいのある児童から高齢者まで幅広く支援できる機能を備えています。

今後は、由利本荘地域生活支援センターを中心に、地域の障害福祉サービス事業所等が連携し、各事業所の特性に応じて役割を分担しながら、地域生活支援拠点の機能強化・充実に向けた取り組みを継続します。

強度行動障がい者については、市内での支援ニーズを協議会各部会や定例会等で把握しながら、県が進める支援体制整備と歩調を合わせながら進めていきます。

■目標値

項目	数値	備考
地域生活支援拠点を中心に、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の強化を進める。また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う	連絡体制の強化 検証・検討2回	・相談支援関係機関による緊急対応時の事前準備と重層的支援体制整備事業担当との連携の強化 ・障がい者支援協議会において検証および検討を行う
【新規】 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること	現況調査1回	市内での支援ニーズの把握と、県が進める支援体制整備との連携

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障害福祉サービスの利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

■国の基本指針（令和8(2026)年度末時点）

<就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数>

令和3(2021)年度の移行者数の1.28倍以上

- ・【新規】就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

■本市の目標値および活動指標の設定について

本市では現在就労移行支援事業所が1か所のみであるほか、就労定着支援事業所がなく、関係サービス事業所の不足や地域の雇用情勢等から、一般就労への移行や就労後の職場定着支援が障害福祉サービスでは不足している状況にあります。令和6(2024)年4月からは障害者雇用の法定雇用率が現行より0.2%引き上げの2.5%になるとともに、対象となる対象要件も変わることから、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図りながら、福祉施設から一般就労への移行および就労後の職場定着が進むよう努めます。

第7期計画の目標値については、第6期計画と同様に国の基本指針に沿って設定し、活動指標についてはこれまでの実績および見込みを踏まえて設定します。

■目標値

①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

項目	数値		備考
令和元(2019)年度の一般就労移行者数	【基準値】	4人	
令和4(2022)年度の一般就労移行者数	【実績値】	7人	令和元年度基準値1.75倍 (目標値は1.25倍)
令和4(2022)年度の一般就労移行者数	【基準値】	4人	
令和8(2026)年度の移行者数	【目標値】	8人	R4年度の1.14倍以上
うち就労移行支援事業からの移行者数	【目標値】	1人	R4年度の同数
うち就労継続支援A型事業からの移行者数	【目標値】	3人	R4年度の同数
うち就労継続支援B型事業からの移行者数	【目標値】	4人	R4年度の同数

②就労定着支援事業の利用割合

就労定着支援事業は、障害福祉サービスを利用して一般就労した人に、一定期間にわたり相談、指導および助言等必要な支援を行い、就労の継続を図る事業です。令和2年度現在において市内に事業所はなく、利用実績もありませんが、引き続きサービス提供事業所の参入に努め、利用促進を図ります。

■国の基本指針（令和8(2026)年度末時点）

・【新規】就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上

■目標値

①就労移行支援事業終了者に占める一般就労への移行者の割合

項目	数値	備考
【新規】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合について	—	就労移行支援事業所が1か所のみで移行実績については設定せず引き続き事業の支援をおこなう。

③就労定着支援事業の就労定着率

項目	数値	備考
令和5(2023)年度における一般就労移行者の就労定着支援事業の利用割合	80%	

■活動指標

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
就労移行支援から一般就労への移行者数	1人	1人	1人
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	1人	1人	1人
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	4人	4人	4人



(5) 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針（令和8(2026)年度末時点）

総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

■本市の目標および活動指標の設定について

本市では、地域の相談支援体制の強化として、障がい者基幹相談センターを由利本荘地域生活支援センターに、主に精神障がいに関する相談窓口を障害者自立支援センター「和」に設置し、委託により運営しています。

また、令和2年度から市に総合相談担当が配置され、併せて福祉支援課と中央地域包括支援センターが鶴舞会館へ移転して「総合相談窓口」として連携しながら相談支援にあたる体制を整備しています。

また、令和3年度から重層的支援体制整備事業を開始され、包括的な多職種連携による支援体制の重要な機関の一つとして基幹相談支援センターが位置付けられ、市内の相談支援事業所や病院などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を生かして多様な問題や個々のニーズに対応して、障がい分野にとどまらない総合的な支援を実施できる体制を構築しています。

今後も総合相談担当による多分野の調整機能を活用しながら障がい関係する困難なケースの支援を行い、同時に継続して障がい者自立支援協議会の専門部会における研修や、障がい者基幹相談支援センターが市内の相談支援事業者に対し専門的な助言指導を行う人材育成の機会を確保し、地域全体の包括的な相談支援体制が強化される取り組みを継続します。

■目標

項目	備考
令和8年度末までに重層的支援体制整備事業と連携した、包括的相談支援体制のさらなる充実・強化	現在の取り組みを強化

■活動指標

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	備考
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有	障がい者基幹相談支援センターを設置
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	120件	120件	120件	障がい者基幹相談支援センターにおける対応件数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	5件	5件	5件	実習の受け入れと相談支援部会の実施
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12回	12回	12回	相談支援事業所連絡会において実施
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】	—	—	—	随時、状況に合わせ実施

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国の基本指針（令和8(2026)年度末時点）

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■本市の目標および活動指標の設定について

現在、市職員が参加している県主催の主な研修は、「障害支援区分認定調査員研修」、「身体・知的障害者新任担当者業務説明会」、「障害者虐待防止・権利擁護研修」、「成年後見制度利用促進研修」、「障害者差別解消相談対応職員研修」、「ひきこもり相談支援者研修会」などのほか、障害種別ごとの特性を学習する研修などがあります。

また、毎月、国民健康保険団体連合会より送付される障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果をもとに、請求の誤りや障害福祉サービスの利用状況等を確認し、必要に応じて事業者へ連絡しながら、各種加算の考え方や請求方法等についての指導や助言を行っています。

併せて、支給決定時のサービス等利用計画を通した支給回数及び量の確認を行い、自立した生活に向けた適正な支給決定をし、質の向上を目指します。

今後も引き続き、研修等への参加を通じて職員の資質向上を図り、事業所への適切かつ丁寧な指導や適正な支給内容の精査に努めて、地域の障害福祉サービスの質を向上させるための取組を行います。

■目標

項目	備考
令和8年度末までに重層的支援体制整備事業と連携した、包括的相談支援体制のさらなる充実・強化	現在の取り組みを強化

■活動指標

項目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	備考
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数		3人	3人	3人	状況の応じ必要とする研修への参加
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無およびそれに基づく実施回数	体制の有無	あり	あり	あり	
	実施回数	12回	12回	12回	毎月の審査による
支給決定時の審査によるサービスの適正化		340件	340件	340件	申請の随時による決定内容の確認

3. 障害福祉サービスおよび相談支援の必要サービス見込量

(1) 訪問系サービス

① サービス概要およびサービス見込量と考え方

名称	区分	内容
居宅介護	概要	自宅で入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の援助を行います。
	評価と見込量の考え方	第6期計画期間における総時間数の実績は、令和5年度見込値で1,122時間と、令和3年度の1,037時間から8.2%ほど増加しており、設定見込量より多い時間数となっております。利用者数も増加傾向にあり、それに伴って利用時間も増加しています。 今後も引き続き新規利用者の増加や現利用者の状況変化により人数、時間数ともに増加が予想されます。令和6年度以降はこれまでの実績を基に1人あたり14時間前後の利用時間と推測し、毎年2人の増加を想定して見込量を設定します。
重度訪問介護	概要	重度の肢体不自由者または知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しく困難を有する人で常時介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
	評価と見込量の考え方	第5期計画期間は横ばいから減少傾向にありましたが、第6期計画期間には人数、時間数とも増加しております。特に令和5年度見込み値は、設定見込量の6倍以上という増加が見られました。 人数について大幅な増加はないと思われるが、令和6年度以降も利用時間数が増加すると見込み、人数を5人の横ばいと想定して見込量を設定します。
行動援護	概要	知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難がある人で常時介護を必要とする人に、行動時の危険回避のために必要な援護、外出時の移動中の介護を行います。
	評価と見込量の考え方	第6期計画期間は、人数が1人から2人、時間数が15時間から18時間程度と、設定見込量よりも少ないか同程度の実績となっております。 現在は利用者が固定化しており、利用要件を勘案すると、急激な利用者の増加は考えられないことから、令和6年度以降は、年間2人程度の利用と想定し見込量を設定します。
重度障害者等包括支援	概要	常時介護を必要とする人で意思疎通が困難な人のうち、四肢麻痺や寝たきり状態の方、知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難がある人に、障害福祉サービスを包括的に行います。
	評価と見込量の考え方	市内にサービス提供事業所がないこともあり、令和5年度まで利用実績がありません。 現在のところ利用予定はありませんが、今後の事業所参入の可能性等を考慮し、令和6年度以降1人程度の利用を想定し見込量を設定します。
同行援護	概要	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に、外出時の移動における視覚的情報の支援、移動の援護、食事や排せつ等の介護を行います。
	評価と見込量の考え方	第6期計画期間には8人から9人の実績がありましたが、利用者が固定化しているため、令和6年度以降は9人程度の横ばいと想定し見込量を設定します。

■見込量

(単位：時間、人)

項目		R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)	R06年度 (2024)	R07年度 (2025)	R08年度 (2026)
居宅介護	時間	868	896	924	1,150	1,178	1,206
	実時間/月	1,037	1,209	1,122			
	人数	62	64	66	75	77	78
	(実人/月)	60	67	73			
重度訪問介護	時間	125	125	125	850	900	950
	実時間/月	38	321	804			
	人数	5	5	5	5	5	5
	(実人/月)	2	3	5			
行動援護	時間	30	30	30	20	20	20
	実時間/月	15	16	18			
	人数	2	2	2	2	2	2
	(実人/月)	1	1	2			
重度障害者等包括支援	時間	20	20	20	20	20	20
	実時間/月	0	0	0			
	人数	1	1	1	1	1	1
	(実人/月)	0	0	0			
同行援護	時間	45	45	45	40	40	40
	実時間/月	42	45	40			
	人数	9	9	9	9	9	9
	(実人/月)	8	8	9			

注 見込量表中の令和3(2021)年度～令和5(2023)年度数値の下段()は実績値または実績見込値

注 時間および人数は月平均値

②課題と方策

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護については、各地域における差異もなく、概ね利用者ニーズに対応できています。今後も利用者本位のサービス提供を推進するため、サービス提供事業者および相談支援専門員と連携し、多種多様なニーズに対応するよう努めます。

重度障害者等包括支援については、現在市内に実施事業所がないため、事業者の実施意向の把握や積極的な情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

(2) 日中活動系サービス

① サービス概要およびサービス見込量と考え方

名称	区分	内容
生活介護	概要	施設において、常時介護が必要な人に、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援と、あわせて軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供します。
	評価と見込量の考え方	前回、平成30年度をピークに減少傾向が見られ、令和2年度見込値が277人増加を見込んだ設定でした。その後、コロナの影響もあり全体としては減少傾向にありましたが、コロナ後のサービス支給量が増えていることからやや増加の設定としました。一方、人口減少に伴う施設入所者の減少に比例して推移していくものと考えられることから、令和6年度以降はコロナ回復分を見込みつつ、長期的な減少を加味し設定します。
自立訓練 (機能訓練)	概要	地域生活への移行等を図る上で、身体機能・生活機能の維持・向上等のため一定の支援が必要な身体障がい者に対して、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションを行います。
	評価と見込量の考え方	平成30年度に2人の実績があったのを最後に、実績がありません。市内に事業所がなく、有期のサービスで利用者も限定されていることから、令和6年度以降は1人程度の想定見込量を設定します。
自立訓練 (生活訓練)	概要	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため一定期間の訓練が必要な知的障がい者や精神障がい者に対して、食事や家事等の自立生活を営むための訓練を行います。
	評価と見込量の考え方	機能訓練と同様に有期のサービスであることから人数には変動が見られ、第6期計画期間は令和4年度までは設定見込量を上回る実績となりましたが市内に事業所がなく、有期のサービスで利用者も限定されていることから大幅な利用増が見込まれないことから、計画最終年令和5年途中から1名の利用と新規1名を加えた2名の設定とします。
就労移行支援	概要	就労を希望する障がい者で、雇用が見込まれる人に対して、生産活動・職場体験の機会の提供、求職活動の支援、職場定着のために必要な相談等を行います。
	評価と見込量の考え方	令和元年に本市に初めて事業所が開設され、それ以降少しずつ利用者が増えてきています。利用人数は若干伸びが鈍化していますが、コロナ明けの状況を勘案し、1名の月15日ずつの増加とします。
就労継続支援 (A型)	概要	就労移行支援事業の利用または特別支援学校卒業後に求職活動をしたが雇用に結びつかなかった人で、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることで雇用契約による就労が可能な人に対し、施設において雇用契約に基づき就労の機会の提供を行います。
	評価と見込量の考え方	第6期計画期間は市外事業所の利用増加を想定し、令和3年度以降1人ずつの増加を想定見込量を設定しましたが利用実績は上回る結果となりました。人数的には横ばいながら、事業所が1か所ということも勘案し、利用実績は実績と同数とします。

名 称	区 分	内 容
就労継続支援 (B型)	概 要	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人または一定年齢に達している人等に対して、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識・能力向上のために必要な支援を行います。
	評価と 見込量の 考え方	令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和5年度と新規事業所が開設され、地域の多様な受け皿が整備されたことから、第6期計画期間は設定見込量を大きく上回る実績がありました。地域内の事業所の定員総数にはまだ余裕があり、今後も同様に利用者の増加が見込まれることから、令和6年度以降も20人程度の増加を想定して見込量を設定します。
就労定着支援	概 要	就労移行支援事業等を利用して一般企業等に新たに雇用された人の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や、生活上の問題に関する相談、指導、助言を行います。
	評価と 見込量の 考え方	平成30年度から新規に創設されたサービスであり、本市ではまだ利用実績がありません。市内に事業所もなく、現在のところ利用予定はありませんが、今後の事業所参入の可能性等を考慮し、令和6年度以降1人程度の利用を想定し、見込量を設定します。
療養介護	概 要	医療的ケアと常時介護を要する人に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護や日常生活の世話をを行います。
	評価と 見込量の 考え方	利用者が固定化している状況にある中で、第6期計画期間は第5期計画期間に見られた引き続き自然減の傾向が横ばいとなりました。高齢者の療養介護利用が見られたことが横ばいの要因と考えられます。対象者の心身の状況からも利用者数に大きな変動はないものの、令和6年度以降は先の高齢者の利用を考慮し年45人程度の横ばいと想定して見込量を設定します。
短期入所 (福祉型)	概 要	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護を提供します。
	評価と 見込量の 考え方	第5期計画期間までは「短期入所」のみの見込設定で、福祉型・医療型の区別はありませんでしたが、福祉型の利用実績は減少傾向でした。利用者の重度化や感染症対策等のため施設での受け入れが困難なことが主な要因と考えられますが、地域のニーズは高いため、令和6年度以降は実績に応じ年2人の見込量を設定します、実績を踏まえて1人あたり10日程度の利用と想定し見込量を設定します。
短期入所 (医療型)	概 要	医療的ケアが必要な人を自宅で介護する人が病気の場合などに、医療機関に短期間入所し、医療的ケアと生活上必要な介護を提供します。
	評価と 見込量の 考え方	第5期計画期間は「短期入所」のみの見込設定で、福祉型・医療型の区別はありませんでしたが、医療型の利用実績は減少傾向でした。対象者は限定されており、令和6年度以降も大きな変動はないものと想定されることから、年1人程度の増加を見込み、実績を踏まえて1人あたり2日程度の利用と想定して見込量を設定します。

名 称	区 分	内 容
自立生活援助	概 要	定期的な巡回や随時の訪問、相談対応等により、必要な情報の提供および助言、相談、関係機関との連絡調整を行い、自立した日常生活を送るために必要な援助を行います。
	評価と 見込量の 考え方	平成30年度から新規に創設されたサービスであり、本市ではまだ利用実績がありません。市内に事業所もなく、現在のところ利用予定はありませんが、今後の事業所参入の可能性等を考慮し、令和6年度以降1人程度の利用を想定し見込量を設定します。

■見込量

項目		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	
生活介護	計画値	日数	5,538	5,478	5,417	5,500	5,500	5,500
	実績	(実日/月)	5,557	5,362	5,463			
	計画値	利用人数	274	271	268	280	280	280
	実績	(実人/月)	284	278	281			
自立訓練(機能訓練)	計画値	日数	17	17	17	17	17	17
	実績	(実日/月)	0	0	0			
	計画値	利用人数	1	1	1	1	1	1
	実績	(実人/月)	0	0	0			
自立訓練(生活訓練)	計画値	日数	85	85	85	40	40	40
	実績	(実日/月)	187	128	39			
	計画値	利用人数	5	5	5	2	2	2
	実績	(実人/月)	8	6	2			
就労移行支援	計画値	日数	112	160	208	130	130	130
	実績	(実日/月)	134	122	126			
	計画値	利用人数	234	252	270	9	9	9
	実績	(実人/月)	10	9	9			
就労継続支援(A型)	計画値	日数	234	252	270	300	300	300
	実績	(実日/月)	330	283	296			
	計画値	利用人数	13	14	15	16	16	16
	実績	(実人/月)	18	16	16			
就労継続支援(B型)	計画値	日数	3,468	3,553	3,638	4,946	5,474	5,474
	実績	(実日/月)	4,087	4,162	4,540			
	計画値	利用人数	204	209	214	280	310	310
	実績	(実人/月)	240	241	257			
就労定着支援	計画値	日数	12	12	12	12	12	12
	実績	(実日/月)	0	0	0			
	計画値	利用人数	1	1	1	1	1	1
	実績	(実人/月)	0	0	0			
療養介護	計画値	人数	40	40	40	45	45	45
	実績	(実人/月)	41	42	38			

項目		利用人数	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
短期入所(福祉型)	計画値	日数	63	90	117	50	50	50
	実績	(実日/月)	37	38	40			
	計画値	利用人数	7	10	13	6	6	6
	実績	(実人/月)	5	5	6			
短期入所(医療型)	計画値	日数	10	15	20	10	10	10
	実績	(実日/月)	5	2	3			
	計画値	利用人数	2	3	4	2	2	2
	実績	(実人/月)	2	1	1			
自立生活援助	計画値	日数	12	12	12	12	12	12
	実績	(実日/月)	0	0	0			
	計画値	利用人数	1	1	1	1	1	1
	実績	(実人/月)	0	0	0			

注 見込量表中の令和3(2021)年度～令和5(2023)年度数値の下段()は実績値または実績見込値

注 日：1月あたりの平均利用日数、月：年間利用月数、人：1月あたりの平均利用人数

②課題と方策

生活介護は、第6期計画では利用者が横ばい傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の収束により利用が通常の状態に戻る事が考えられることから、通所による利用者の割合が増加することが考えられ、介護保険事業者による共生型サービスへの参入を促して地域の支援体制を充実させ、利用ニーズの変化に対応していきます。

自立訓練（機能訓練、生活訓練）は、市内に事業所がなく、利用実績は多くありませんが、希望者がスムーズに利用につながるよう、市外の事業所とも連携を図りながら対応していくほか、期限付きのサービスであることから、長期的な視点をもって支援にあたり、利用者が希望する地域生活等への移行につなげていきます。

就労移行支援は、令和元年度に初めて市内に事業所が開設され、利用者が横ばいですが地域の大切なサービスであることから。地域の就労系サービスの選択肢の一つとして、相談支援専門員等と連携を図りながら、利用者のニーズや適性に沿った適切なサービス選択を支援します。

就労継続支援B型は、新規開設も続き事業所数も充足してきており、利用者ニーズに対応できる環境が整備されてきました。今後も引き続き各事業所と連携しながら、新規事業所の参入も考えながら様々な職業訓練の選択肢が増えるよう見込量の増加に対応します。

平成30年度から新規に創設された就労定着支援、自立生活援助につきましては、現在市内に事業所がありませんが、一般就労や地域生活への移行と職場定着を推進するため、県や近隣市町村と連携して情報収集しながら、事業者の参入促進を図ります。

短期入所（福祉型・医療型）については、市内の受け皿が少ないことに加え、障がい特性への対応が困難なケースや感染症予防の観点などから受け入れが進まないケースもあり、利用者ニーズに対し、十分な対応ができませんでした。相談支援専門員等と連携して利用者ニーズの早期の把握に努めるほか、地域生活支援拠点等の機能強化や介護保険事業者による共生型サービスへの参入を促進して受入体制の充実を図り、個々のニーズに対応できるよう、地域の支援体制を強化していきます。

(3) 居住系サービス

① サービス概要およびサービス見込量と考え方

名称	区分	内容
共同生活援助 (グループホーム)	概要	共同生活を営む住居において、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の相談、援助等を行います。
	評価と見込量の考え方	第6期計画期間は新規に開設された事業所があり、利用者数が増加しました。 今後も大幅な増加は見込めないと思われませんが、新規に開設を検討している事業所もあり、地域移行の促進が見込まれるほか、市外事業所の利用も想定されるため、6人程度の増加を想定し、見込量を設定します。
施設入所支援	概要	施設に入所する障がい者に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
	評価と見込量の考え方	第6期計画期間は、利用者の高齢化による自然減や介護保険施設への切り替え、地域移行などにより、見込量を下回る減少が見られました。 高齢化による自然減はさらに進む傾向にあるほか、地域生活を選択する人の増加などから新規の入所者も少なめに推移することが想定されるため、実績を踏まえ、令和6年度以降についても毎年3人程度の減と想定して見込量を設定します。

■見込量

(単位：人)

項目		利用人数	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
共同生活援助 (グループホーム)	計画値	利用人数	110	116	122	130	130	130
	実績	(実人/月)	110	121	124			
施設入所支援	計画値	利用人数	175	172	169	165	161	157
	実績	(実人/月)	175	170	168			

注 見込量表中の令和3(2021)年度～令和5(2023)年度数値の下段()は実績値または実績見込値

注 人数は月平均値

②課題と方策

共同生活援助は、高齢化や障がいの重度化により施設入所や介護保険施設に移行する人がいる一方、地域生活の希望も多く、ほぼ定員数に達した利用状況が続いており、すべてのニーズに応えきれていないのが現状です。近隣市町村も含め、新規事業所の開設を事業者に働きかけ、地域支援体制の充実を図ります。

65歳到達者に対しては原則介護保健サービスへの移行を推進していますが、障がい特性が強く移行が困難な人には、障がい者自立支援審査会を経て施設入所支援を継続して支給決定しており、その傾向は今後も続くことが予想されます。利用者の希望に沿ったサービスが提供できるよう、関係機関と連携しながら対応します。

(4) 相談支援

①サービス概要およびサービス見込量と考え方

名称	区分	内容
計画相談支援	概要	障害福祉サービスや地域相談支援の利用者に係るサービス等利用計画案、サービス等利用計画を作成します。また利用計画が適切かどうか一定期間ごとに検証（モニタリング）し、検証結果を勘案してサービス等利用計画の見直しや変更を行います。
	評価と見込量の考え方	サービス量の増加に伴い、計画相談支援のニーズも見込みを上回る増加が見られましたが、相談支援専門員の配置数も増え、相談支援体制の充実も図られました。 今後、ニーズは増加に加えて多様化し、複数のサービスを組み合わせたりサービスを追加して利用するケースもさらに増加していくと考えられることから、令和6年度以降年間5人程度の増加を想定し見込量を設定します。
地域移行支援 (地域相談支援)	概要	障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行準備に関する相談等を行います。
	評価と見込量の考え方	第6期計画期間は、1人数か月の利用があったのみでしたが、施設入所者および入院中の精神障がい者の地域移行等を想定し、見込量を1人程度と設定します。
地域定着支援 (地域相談支援)	概要	自宅で単身生活を送る障がい者に対して、夜間や緊急時の連絡・相談体制を確保して対応を行います。
	評価と見込量の考え方	第6期計画期間の実績はありませんでしたが、地域における単身障がい者や、家庭状況等により同居家族の支援を受けられない障がい者、地域移行者の状況を想定し、見込量を1人程度と設定します。

■見込量

(単位：人)

項目		利用人数	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
計画相談支援	計画値	利用人数	140	150	160	165	170	175
	実績	(実人/月)	156	147	158			
地域相談支援 (地域移行支援)	計画値	利用人数	1	1	1	1	1	1
	実績	(実人/月)	0	0	0			
地域相談支援 (地域定着支援)	計画値	利用人数	1	1	1	1	1	1
	実績	(実人/月)	0	0	0			

注 見込量表中の令和3(2021)年度～令和5(2023)年度数値の下段()は実績値または実績見込値。人数は月平均値

②課題と方策

現在市内には計画相談支援事業所が 5 か所あり、各相談支援専門員が多種多様なニーズに対応しています。地域には大規模な入所施設や療養介護事業所があり、他市町村分の計画相談も多いため、慢性的な飽和状態が続いていますが、基幹相談支援センターを中心に新規利用者の調整を行い、ニーズの増加にも連携して対応しています。

新規事業者の参入を促進し、地域の相談支援体制の安定と更なる強化を図ります。

4. 地域生活支援事業の展開

①地域生活支援事業の目的

障がい者等が、その有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

②実施主体

基本的には市が主体となり事業を実施しますが、基幹相談支援センターや相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業など、広域的かつ専門的な支援が必要な事業や、委託がより効果的であると思われる事業は、事業所等に委託して実施します。

③事業概要および見込量の考え方

地域生活支援事業は、すべての市町村で実施する「必須事業」と、地域の実情に応じてそれぞれの市町村で実施する「任意事業」があります。本市で実施する必須事業と任意事業は次のとおりです。

【必須事業】

■見込量

名 称	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
(1)理解促進・啓発事業実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2)自発的活動支援事業実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3)相談支援事業						
相談支援事業	2	2	2	2	2	2
実施箇所数	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター						
設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センターの機能強化事業						
実施の有無	有	有	有	有	有	有

名 称		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
(4)成年後見制度利用支援事業							
	市長申立ての件数	1 (1)	2 (1)	3 (0)	3	4	5
	報酬助成利用者数	1 (1)	2 (2)	3 (2)	3	4	5
(5)意思疎通支援事業		30	33	35	28	28	28
(派遣者数計)		(28)	(27)	(11)			
	手話通訳者派遣事業	25	28	30	25	25	25
	・派遣者数	(21)	(22)	(9)			
	要約筆記者派遣事業	5	5	5	3	3	3
	・派遣者数	(7)	(5)	(3)			
	手話通訳者設置事業	1	1	1	1	1	1
	・実設置者数	(1)	(1)	(1)			
(6)日常生活用具給付等事業 (計)		2,374 (2,237)	2,444 (2,218)	2,516 (2,152)	2,300	2,300	2,300
	介護・訓練支援用具	3	3	3	3	3	3
	・給付件数	(2)	(3)	(3)			
	自立生活支援用具	10	10	10	10	10	10
	・給付件数	(9)	(4)	(7)			
	在宅療養等支援用具	11	11	11	15	15	15
	・給付件数	(10)	(18)	(10)			
	情報・意思疎通支援用具	11	12	13	10	10	10
	・給付件数	(7)	(9)	(9)			
	排泄管理支援用具	2,336	2,406	2,478	2,252	2,252	2,252
	・給付件数	(2,209)	(2,180)	(2,123)			
	居宅生活動作補助用具	3	3	3	10	10	10
	・給付件数	(7)	(9)	(9)			

名 称			3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
(7)手話 奉仕員 養成 研修事業	・修了者数	修了	15	15	15	15	15	15
			(10)	(9)	(5)			
	・登録者数	登録	3	3	3	3	3	3
			(2)	(2)	(2)			
(8)移動 支援事業	・実利用者数		7	7	7	5	5	5
			(5)	(3)	(5)			
	・延べ利用時間数		146	146	146	160	160	160
			(173)	(147)	(160)			
(9)地域 活動支援 センター 事業	市内	・実施箇 所数	4	4	4	4	4	4
			(4)	(4)	(4)			
		・実利用 者数	90	90	90	90	90	90
			(92)	(90)	(98)			
	市外	・実施箇 所数	1	1	1	1	1	1
			(1)	(1)	(1)			
		・実利用 者数	1	1	1	1	1	1
			(1)	(1)	(1)			
	基礎的事業	・実施箇 所数	4	4	4	4	4	4
			(市内)	(4)	(4)			
	機能強化事業	・実施箇 所数	1	1	1	1	1	1
			(市内)	(1)	(1)			
			※ I 型	※ I 型	※ II 型			

注 見込量表中の令和3(2021)年度～令和5(2023)年度数値の()は実績値または実績見込値

注 意思疎通支援事業において不特定多数を対象とした派遣については1件1人として計上

注 日常生活用具給付事業の排泄管理支援用具は給付対象月件数

【任意事業】

■見込量

名 称		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	
(1)訪問入浴サービス事業	・実施箇所数	2 (2)	2 (2)	2 (2)	3	3	3	
	・実利用者数	3 (3)	3 (5)	3 (6)	7	8	9	
(2)日中一時支援事業	放課後支援型	・実施箇所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
		・実利用者数	20 (20)	20 (20)	20 (20)	20	20	20
	一般利用型	・実施箇所数	11 (11)	11 (11)	11 (11)	11	11	11
		・実利用者数	40 (32)	40 (35)	40 (30)	35	35	35
(3)社会参加支援事業	レクリエーション活動等支援事業	・委託事業数	2 (3)	2 (3)	2 (0)	3	3	3
	芸術文化活動振興事業	・委託事業数	1 (1)	1 (0)	1 (0)	1	1	1
	点字広報等発行事業	・実利用者数	8 (7)	8 (0)	8 (0)	8	8	8
	声の広報等発行事業	・実利用者数	14 (16)	14 (16)	14 (16)	16	16	16
	奉仕員養成研修事業(朗読)	・実利用者数	3 (3)	3 (4)	3 (5)	5	5	5
	奉仕員養成研修事業(要約)	・実利用者数	5 (0)	5 (0)	5 (0)	3	3	3
(4)難聴児・言語発達支援事業	・実利用者数	2 2	2 1	2 1	2	2	2	
	・延べ利用者日数	24 36	24 18	24 35	24	24	24	

注 見込量表中の令和3(2021)年度～令和5(2023)年度数値の()は実績値または実績見込値

名 称	区 分	内 容
(1)理解促進・啓発事業	概 要	障がいの特性を理解し、地域において適切な声かけや見守りなどの配慮ができる人材を養成するため、「障害者サポーター養成講座」を実施します。
	評価と見込量の考え方	「障害者サポーター養成講座」は、令和元年度に県のモデル事業として取り組んだことをきっかけに、令和5年度も継続して実施しています。令和6年度以降も、実施方法を工夫しながら同様に実施していく予定です。
(2)自発的活動支援事業	概 要	障がい者等やその家族、市民等が自発的に行う活動に対し、補助金等を交付して支援します。
	評価と見込量の考え方	市では現在、身体障がい者の当事者団体である「由利本荘市身体障害者協会」と、知的障がい者の家族の会である「由利本荘市手をつなぐ育成会」の2団体に助成を実施し、各団体の事業や活動を支援しています。令和6年度以降も、同様に助成を実施していく見込みです。
(3)相談支援事業	概 要	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止および早期発見のための連絡調整等を行います。また、地域の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、市と協働して専門的な相談支援に対応したり、協議会の運営や権利擁護・虐待の防止に関する事業、研修事業等を行ったりするほか、困難ケース等への対応のため専門的職員を配置する機能強化事業を行います。
	評価と見込量の考え方	第6期計画期より引き続き基幹相談支援センターのほか、1事業所に相談支援事業を委託し、2箇所を実施する体制を維持してきました。今後も同様に実施していく見込みであるため、2箇所として見込量を設定します。
(4)成年後見制度利用支援事業	概 要	障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、申立費用や後見人等の報酬等の助成を行い、成年後見制度の利用支援を行うほか、申立人がいない場合は市長申立てを行い、障がい者の権利擁護を図ります。令和6年度は、中核機関の立上げを予定しており、市社会福祉協議会及び関係機関と協働し、取組みを強化します。
	評価と見込量の考え方	第6期計画期間は、市長申立てが年1件、報酬助成が年1件から2件程度で推移しました。後見人等である親族の高齢化や、制度の広がりによる第三者後見のニーズの増加を見込み、市長申立てを令和6年度から年1人ずつの増加、報酬助成を3人と想定して見込量を設定します。
(5)意思疎通支援事業	概 要	聴覚や音声言語等の障がいにより意思疎通を図ることが困難な障がい者等のため、手話通訳者の設置および派遣並びに要約筆記者の派遣を行います。
	評価と見込量の考え方	手話通訳者1人の設置を継続しており、令和6年度以降も同様の体制を維持することとして見込量を設定します。 派遣事業については、手話通訳・要約筆記とも利用者が固定化している傾向にあり、第6期計画期の利用は見込量を下回る実績とな

		<p>っています。手話通訳の令和3から5年度実績には、令和2年度において見られた新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続いており、令和6年度以降については、第6期計画の実績を踏まえ、3か年の平均程度で推移することを想定して見込量を設定します。要約筆記はこれまでの実績を考慮し、令和5年度実績と同数程度で推移することを想定して見込量を設定します。</p>
(6)日常生活用具 給付等事業	概 要	<p>障がい者等に対し、障がいに応じた日常生活用具の給付または貸与を行います。</p> <p>介護・訓練支援用具＝特殊寝台、特殊マット、体位変換器等 自立生活支援用具＝移動・移乗支援用具、入浴補助用具等 在宅療養等支援用具＝透析液加温器、電気式たん吸引器等 情報・意思疎通支援用具＝情報・通信支援用具、点字器等 排泄管理支援用具＝ストーマ用装具、紙おむつ、収尿器等 居宅生活動作補助用具＝小規模住宅改修（手すり等）</p>
	評価と 見込量の考 え方	<p>第6期計画期では、各用具とも年度により支給量のばらつきが見られる中、介護・訓練支援用具、情報・意思疎通支援用具に増加の傾向が見られました。</p> <p>令和5年度実績では、介護・訓練支援用具を3件、自立生活支援用具を7件と見込んでいますが、給付件数のばらつきを考慮し、令和6年度以降は3か年の平均程度で推移することを想定してそれぞれの見込量を設定します。</p> <p>在宅療養等支援用具は、令和2年度実績を10件と見込んでいますが、透析液加温器等の給付対象であるじん臓機能障害が増加傾向であることや、今後さらに在宅医療のニーズが高まることが予想されることから、令和3年度以降は若干の増加を想定して見込量を設定します。情報・意思疎通支援用具は実績を踏まえ、若干の増加を想定して見込量を設定します。</p> <p>排泄管理支援用具は、令和5年度実績を2,152件と見込んでおり、日常生活用具給付等事業で最も給付数が多い用具となっています。第6期計画期間は年度によって支給量にばらつきがありますが、これまでの実績と高齢化及び人口減の傾向を考慮し、3か年の平均から横ばいの見込量を設定します。</p> <p>居宅生活動作補助用具は、令和5年度実績で9件の見込みですが、これまでの実績と傾向を考慮し、令和6年度以降についても実績を考慮し見込量を設定します。</p>
(7)手話奉仕員 養成研修事業	概 要	<p>聴覚障がい者等との交流活動の促進や、市広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するため、手話講座を開催します。</p> <p>また、手話講座を修了した方のうち、意思疎通支援事業の奉仕員として活動する意思のある方を登録し、必要とする聴覚障がい者へ派遣します。</p>
	評価と 見込量の考 え方	<p>募集定員を毎年20人に設定して講座を開催していますが、修了者数は年度によってばらつきがあります。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響などから5名の見込みに留まっています。しかしながら、募集時の問い合わせやこれまでの実績や定員を勘案し</p>

		<p>て令和6年度以降については前期計画同様の見込量を設定します。</p> <p>また、現在の奉仕員の登録は2名ですが、令和6年度以降は1名増加の3名として見込量を設定します。</p>
(8)移動支援事業	概要	<p>屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動の支援を行います。</p>
	評価と見込量の考え方	<p>登録による利用であり、外出時の支援については自立支援給付の居宅介護（通院等介助）、同行・行動援護の利用が優先されるため、利用者が固定化している傾向にあります。第6期計画期間は見込量を上回る利用時間となりました。令和5年度実績では実利用者数を5人、利用時間160時間を見込んでおりますが、令和6年度以降についても同数程度と想定して見込量を設定します。</p>
(9)地域活動支援センター事業	概要	<p>障がい者等に対し、通所により創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じた支援を行います。</p> <p>また、この事業の機能強化を図るため、専門職員を配置し、医療・福祉や社会基盤との連携強化、障がいに対する理解促進のための普及啓発活動等を行います。</p>
	評価と見込量の考え方	<p>令和5年度現在市内4事業所、市外2事業所の5事業所に委託して実施しています。第6期計画期間は利用者の障害福祉サービスへの移行が進む一方、新型コロナウイルス感染症の影響もあり実績に変動が見られました。令和6年に障害福祉サービスに移行予定の事業所がありますが、他方、週末の余暇活動の場の提供を行う地域活動支援センターの開設が予定されることから利用者数については令和6年度実績と同数程度と想定して見込量を設定します。</p>

【任意事業】

名称	区分	内容
(1)訪問入浴サービス事業	概要	<p>重度の障がい者等に対して、自宅訪問による入浴サービスを行い、心身機能の維持向上と家族の負担軽減を図ります。</p>
	評価と見込量の考え方	<p>現在2事業所に委託して実施しており、令和5年度実績では実利用者数6人の見込みです。利用者の心身の状態や支援が必要な家庭が増加傾向にあることなどから、新規の利用希望が若干名の増加傾向にあり、第6期計画期間では実利用者数の実績が見込みを上回りました。令和6年度以降も同様に利用者数の増加が想定されることから、令和5年度の実績人数6人に対し、毎年1人ずつの増加を想定して見込量を設定します。</p>
(2)日中一時支援事業	概要	<p>障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として実施しています。利用の形態は特別支援学校等児童生徒の放課後支援型と、それ以外の一般利用型の2つに分かれます。</p>

	評価と見込量の考え方	<p>放課後支援型は1事業所に委託して実施しています。事業所の受け入れ状況等もあり、6期計画期間には実利用者数の実績が20人程度で推移してきており、令和5年以降も委託状況は同様であるため、実利用者数も同程度の20人と想定して見込量を設定します。</p> <p>一般利用型については、令和4年度末で11事業所に委託して実施しています。実利用者数は、令和4年度実績の35人をピークに、令和5年度実績では30人程度となっています。年度によって実利用者数に変動はありますが、これまでの実績を踏まえ、令和6年度以降は35人程度と想定して見込量を設定します。</p>
<p>(3) 社会参加支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション活動等支援事業 ・芸術文化活動振興事業 ・点字・声の広報等発行事業 ・奉仕員養成研修事業 	概要	<p>レクリエーション活動等支援事業は、レクリエーション活動を通じて障がい者等の体力増強や交流等を図り、社会参加を促進する事業です。</p> <p>芸術文化活動振興事業は、障がい者等の創作意欲を助長するため、作品展等を開催して芸術文化活動の機会を提供します。</p> <p>点字・声の広報等発行事業は、文字による情報入手が困難な視覚障がい者等のために、点訳や音訳等の方法により広報を提供します。</p> <p>奉仕員養成研修事業は、視覚・聴覚障がい者等との交流活動の促進や市広報活動の支援者となる朗読・要約筆記奉仕員の養成講座を開催します。</p>
	評価と見込量の考え方	<p>レクリエーション活動等支援事業は2団体に3事業を、芸術文化活動振興事業は1団体に1事業を、それぞれ委託を継続して実施しており、令和6年度以降も同様の事業継続を見込んでいます。点字・声の広報等発行事業については、令和5年度実績で点字が0人、声が16人の利用見込みとなっています。点字については、令和4年度からの実績がありませんが、これは事業委託先が都合により休止しているためであり、今後は事業再開の見込みがあることから、事情を勘案して見込量を設定します。声については、利用者が固定化していることから、令和6年度以降も同数で見込量を設定します。</p> <p>奉仕員養成研修事業では朗読奉仕員養成講座と要約筆記奉仕員養成講座を実施しています。朗読奉仕員養成講座は修了者が増加傾向にありますが、講座の定員等を勘案して令和6年度以降の見込量を設定します。要約筆記奉仕員養成講座は第6期計画期間の実績がありませんが、事業継続の見込みであることから、講座の定員等を勘案して見込量を設定します。</p>
<p>(4) 難聴児・言語発達支援事業【新規】</p>	概要	<p>難聴児・言語発達支援事業は、児童発達支援や放課後等デイサービスなど障害児通所支援のサービスを活用し、在宅の聴覚に障がいのある児童や言語発達に障がいのある児童に対して、障がいの状況に応じて言語発達訓練を実施する事業です。</p>
	評価と見込量の考え方	<p>難聴児・言語発達支援事業は、令和元年度から新規に事業を開始しましたが、対象となる児童が限られていることから、6期計画期間実績見込みと同数程度と想定し、令和6年度以降の見込量を設定します。</p>

④課題と方策

現在実施中の事業については、利用者ニーズに応じたサービス量が確保されている状況にありますが、引き続きサービス需要の把握と制度の周知に努め、事業によっては新規事業者の参入促進を図るとともに、近隣の市町と連携を図りながら実施していきます。特に、障がい者の重度化・高齢化が進む中、地域資源を確保して安定的にサービスを提供し、安心して地域で生活できる体制の強化を関係各機関と連携して継続して取り組みます。

また、国や県の制度改正等の動向に対応しながら、現在実施していない事業についても、地域事情や利用ニーズをふまえ、可能な範囲で実施してまいります。

⑤その他実施に必要な事項

サービスの見込量や提供体制を考える上で、それぞれの地域の実情を踏まえる必要があることから、各総合支所市民サービス課、障がい者基幹相談支援センターおよび相談支援事業者等と連携を図り、それぞれの地域における障害福祉サービスや介護保険サービスなどの他のサービスの提供状況など、地域課題の把握に努めます。

また、複合的な課題を抱える障がい者等およびその家族を、適切に保健、医療、福祉サービスなどにつなげる支援を実施するため、重層的支援体制を活用し、関係機関との連携を深め、速やかな対応を行います。





第5章 障がい児福祉計画

1. 障がい児福祉計画について

平成 28 年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年度から市町村および都道府県に障害児福祉計画の作成が義務づけられました。

これを受け、本市では、平成 30 年 3 月に第 1 期障がい児福祉計画を策定し、障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標および見込み量、見込み量を確保するための方策を定め、同年 4 月より本計画に基づく支援を実施してきました。引き続き第 2 期障がい児福祉計画では、障がい福祉計画と同様に、第 1 期計画の基本理念や基本的な考え方を継承し障がい児支援の充実を図ってきました。

第 3 期障がい福祉計画では、国の指針に基づき、関係各分野が協働する切れ目のない包括的な支援体制を実現するため、地域で必要とされる社会資源の不足に対応するための、実効性を伴った計画とし、具体的な工程と目指すべき支援体制の構築を進めていきます。

2. 第 3 期計画の数値目標等

(1) 障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進する体制の構築

■国の基本指針（令和 8(2026)年度末時点）

障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築

■本市の目標値の設定について

障がい児が地域社会へ参加し、受け入れられるような体制を推進するため、市役所関係各課（教育、健康、子育て、障がい分野）、重層的支援体制整備事業担当者、相談支援事業所、サービス提供事業者などが連携し、障がい児が安心して暮しながら、地域社会の様々な場へ参加できる体制を推進します。

そのために、地域社会におけるサポーター養成や宅配講座による障がいに対する理解の増進、放課後活動や余暇活動の支援の充実を目指します。

(2) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

■国の基本指針（令和 8(2026)年度末時点）

<児童発達支援センターの設置>

各市町村に少なくとも 1 か所以上設置する。市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。

<保育所等訪問支援の利用体制>

すべての市町村において利用できる体制を構築する。

■本市の目標値の設定について

第2期計画において、令和5年度末までの児童発達支援センターの設置を目標としていましたが、達成されていないため、引き続き1か所の設置を目指します。

また、本市において保育所等訪問支援を実施している事業所はなく、市外の事業所による提供となっているため、市内の事業所による保育所等訪問支援の実施を目指し、関係各機関に働きかけます。

■目標値

項目	数値	備考
児童発達支援センターの整備	1か所	
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所	市内の保育所等訪問支援の実施事業所数

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

■国の基本指針（令和8(2026)年度末時点）

主に重症心身障がい児を支援する事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置する。市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。

■本市の目標値の設定について

本市において重症心身障がい児を専門的に支援している事業所はなく、市外の事業所による提供となっています。

第2期計画において、令和5年度末までに1か所の整備を目標としていましたが、達成されていないため、地域内の重症心身障がい児へのサービス提供体制の構築を目指し、引き続き関係各機関に働きかけ、1か所の設置を目指します。

■目標値

項目	数値	備考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	1か所	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	1か所	



(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

■国の基本指針（令和8(2026)年度末時点）

各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上での圏域での設置であっても差し支えない。

■本市の目標値の設定について

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については由利本荘市障がい者自立支援協議会において協議を継続しているが、令和5年度からより具体的な議論を行うため、医療的ケア児に関わる関係機関構成員での協議を開始しており、本市における医療的ケア児の支援のあり方について具体的な協議を始めた所である。令和6年度は具体的な体制構築の方向性を打ち出し、令和7年度以降のサービスを含めた支援開始を目標とする。

その体制構築の中で、本計画期間中に、未配置となっているコーディネーターの1名の配置を目指します。

■目標値

項目	数値	備考
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	整備済	・障がい者支援協議会 ・医療的ケア児等支援部会【R5新設】
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	1名	

3. 障害児相談支援および障害児通所支援の必要サービス見込量

①サービス概要およびサービス見込量の考え方

名称	区分	内容
障害児相談支援	概要	障害児通所支援給付費（児童発達支援その他のサービス）の申請に係る障がい児の心身の状況や環境等を勘案して障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後には決定内容を反映した障害児支援利用計画を作成します。また、利用計画が適切かどうか一定期間ごとに検証し、検証結果を勘案しながらサービス利用の見直しや変更を行います。
	評価と見込量の考え方	第2期計画期間は、実績が見込み量を若干下回っていますが、障害児通所支援の利用者増加に伴い、相談支援の利用者については増加傾向にあります。 令和6年度以降も、新規事業所が開設し又は予定をしていることから増加の見込量を設定します。
児童発達支援	概要	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他

児童発達支援	概要	必要な支援について、未就学児童を対象に行います。また、令和 6 年度以降は、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにするため、令和 5 年度までの医療型児童発達支援の区分がなくなり、一元化となります。
	評価と見込量の考え方	乳幼児健診等により、障がいの早期把握が進んでおり、専門機関等での訓練開始も早くなっています。また、市内に事業所があることも早期利用につながっていると考えられ、第 2 期計画期間の実績は日数および人数とも計画値と近い値になりました。 令和 6 年度以降は、新規事業所の開設見込みもあることから、年 2 人から 3 人程度の増加を想定し、見込量を設定します。
放課後等 デイサービス	概要	就学している障がいのある子ども等に、授業の終了後または学校の休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練や機会を提供します。
	評価と見込量の考え方	第 2 期計画期間では、日数および人数とも大幅な増加が見られました。これは、地域の高いニーズを受け、市内に新規事業所が開設されたことが大きく影響しています。 今後も新規事業所の開設見込みがあり、日数および人数ともさらに増加していくことが見込まれます。実績と事業所の受け入れ状況を勘案して、令和 6 年度以降は、計画初年度は実績年 3 人程度の増加、以後 5 名の増加を想定し、見込量を設定します。
居宅訪問型 児童発達支援	概要	児童発達支援や放課後等デイサービスを受けるために外出することが困難な重度の障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の必要な支援を行います。
	評価と見込量の考え方	平成 30 年度から新規に創設されたサービスで、本市ではまだ利用実績がありません。市内に事業所もなく、現在の利用予定はありませんが、今後の事業所参入の可能性等を考慮し、令和 6 年度以降 1 人 1 日程度の利用を想定し、見込量を設定します。
保育所等訪問支援	概要	保育所やその他児童が集団生活を営む施設等に訪問し、障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	評価と見込量の考え方	第 2 期計画期間の人数は年 2 人程度で、未就学児は月に約 1 回程度、就学児は年 1 回程度の利用実績となっています。 市内に実施事業所がなく、今後も大幅な増加はないと思われるため、令和 6 年度以降は年間 2 人程度の継続と想定し、見込量を設定します。

■見込量

項目		利用人数	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
障害児相談支援	計画値	利用人数	27	29	31	35	40	40
	実績	(実人/月)	(20)	(23)	(29)			
児童発達支援	計画値	利用日数	50	54	58	55	58	60
	実績	(日数/月)	(40)	(39)	(55)			
	計画値	利用人数	15	17	19	20	22	25
	実績	(実人/月)	(9)	(11)	(15)			
放課後等 デイサービス	計画値	利用日数	450	455	460	1,000	1,050	1,100
	実績	(日数/月)	(630)	(784)	(1,041)			
	計画値	利用人数	60	64	68	90	95	100
	実績	(実人/月)	(62)	(82)	(82)			
居宅訪問型児童 発達支援	計画値	利用日数	1	1	1	1	1	1
	実績	(日数/月)	(0)	(0)	(0)			
	計画値	利用人数	1	1	1	1	1	1
	実績	(実人/月)	(0)	(0)	(0)			
保育所等 訪問支援	計画値	利用日数	2	2	2	2	2	2
	実績	(日数/月)	(1)	(1)	(1)			
	計画値	利用人数	2	2	2	2	2	2
	実績	(実人/月)	(1)	(1)	(1)			

注 見込量表中の上段は計画値、下段は実績値または実績見込値 注1: 日数および人数は月平均

※年間12カ月に満たない利用月で1名の利用の場合は1名1日で表記

■保育所等による障害児の受入れ状況（参考）

項目	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
保育所	68	60	79	79	79	79
認定こども園	16	19	18	18	18	18
放課後児童健全育成事業	49	40	35	35	35	35

注 表中の令和3年度～令和5年度は実績(見込)値

(資料:こども未来課)

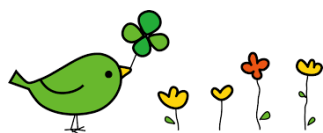
②課題と方策

令和6年度当初の市内の障害児相談支援事業所は4か所あり、前回から増加しています。障害児通所支援等の利用者の増加に伴い、今後さらにニーズが高まることが予想されることから、新規事業者の参入を促進し、地域の障がい児の相談支援体制の強化を図ります。

障害児通所支援については、妊婦検診や乳幼児健診、子育て相談、教育相談等を通じて早期から専門機関での訓練を希望する保護者が増えており、児童発達支援等の障害児通所支援を利用する児童が増加および低年齢化している傾向にあります。

特に、放課後等デイサービスのニーズは高く、新規事業所でも利用定員を超える登録者がいる状況も見られ、学校の長期休業期間等にはすべての利用ニーズに対応することが難しいのが現状です。第3期計画期間にも新規事業所の開設が見込まれていますが、今後も引き続き新規事業者の参入促進に努め、安定した提供体制の確保を図ります。

地域ニーズに応え、障がい児が地域で安心して健やかに成長できる環境の整備を推進するため、障がい児支援担当者会議などを活用し、関係機関との連携を密にしながら地域課題の把握と社会資源の創生に努めるとともに、個々の家庭が抱える課題に寄り添い、障がい児支援体制をさらに強化します。



第6章 計画推進の体制

計画推進状況の管理

P D C Aサイクルの導入の目的

計画を障がい者の生活に必要な障がい福祉サービス等の支援体制の確保に向けて、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価を行い課題等がある場合には随時対応していきます。そのため、計画に定める事項について定期的な調査、分析および評価を行い、必要があると認められるときには、計画の変更やその他必要な措置を講じる（P D C Aサイクル※1）管理手法を取り入れます。

※1「P D C Aサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

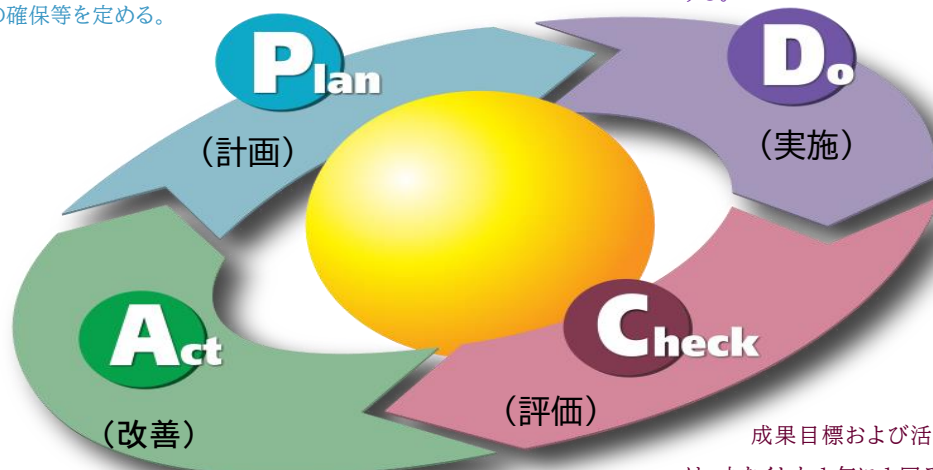
【障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるP D C Aサイクルの過程】

【基本指針】

障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に当たっての基本的考え方および達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方を提示。

「基本指針」に即して成果目標および活動指標を設定するとともに、障がい福祉サービスの見込量の設定やその他の確保等を定める。

今季計画の内容を踏まえ、関係機関と連携をはかりながら、事業や体制の構築を実施する。



中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認められるときは、障がい福祉計画の見直し等を実施。

成果目標および活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し障がい者施策や関連した施策の動向を踏まえ

ながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。中間評価の際には、協議会の意見を聴くとともに、その結果について取りまとめを行う。

活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況等の分析評価を行う。

由利本荘市障がい者支援協議会委員名簿

役職名	所属機関名・職名	氏 名
会 長	由利本荘市福祉事務所長	遠藤 千代子
副会長	由利本荘市手をつなぐ育成会	長谷川 時夫
委 員	秋田県由利地域振興局福祉環境部次長	石 井 淳
委 員	本荘公共職業安定所企画開発部門雇用指導官	長谷川 真弓
委 員	特定医療法人荘和会菅原病院地域移行推進室長	伊 藤 鈴 子
委 員	秋田県立ゆり支援学校進路指導主事教諭	工 藤 思 郎
委 員	由利本荘市身体障害者協会会長	三 浦 良 明
委 員	由利本荘市社会福祉協議会福祉事業課長	茂 木 晋
委 員	由利本荘・にかほ圏域障害者就業・生活支援センター主任就業支援員	伊 藤 真 弓
委 員	由利本荘地域生活支援センター相談支援専門員	阿 部 清 子
委 員	障害者自立支援センター「和」相談支援専門員	川 村 純 子
委 員	由利本荘市教育委員会学校教育課	佐々木 紀子

令和6(2024)年 3月現在

由利本荘市障がい計画

平成 19 (2007)年 3月 発行
平成 24 (2012)年 3月 改正
平成 30 (2018)年 3月 改正
令和 6 (2024)年 3月 改正

由利本荘市障がい福祉計画

平成 19 (2007)年 3月 発行
平成 21 (2009)年 3月 改正
平成 24 (2012)年 3月 改正
平成 27 (2015)年 3月 改正
平成 30 (2018)年 3月 改正
令和 3 (2021)年 3月 改正
令和 6 (2024)年 3月 改正

由利本荘市障がい児福祉計画

平成 30 (2018)年 3月 発行
令和 3 (2021)年 3月 改正
令和 6 (2024)年 3月 改正

【 編集・発行 】

由 利 本 荘 市

〒015 - 0872

秋田県由利本荘市瓦谷地 1 番地

健康福祉部 福祉支援課

TEL 0184 - 24 - 6314

FAX 0184 - 24 - 0480

E-mail hukushi@city.yurihonjo.lg.jp